

事務連絡  
令和6年10月25日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

## イベント開催期間等における輸送力向上方策について

イベントや紅葉など、一時的に移動需要が大きくなる傾向がある期間（以下、「イベント等開催期間」という。）における現行制度上の対応策として、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第20条第2号に基づく一般旅客自動車運送事業者による営業区域外旅客運送（以下、「区域外旅客運送」という。）及び同法第21条に基づく一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客運送の制度が利用可能となっているところ。

今般、イベント等開催期間における輸送力向上を図るため、タクシー事業者による区域外旅客運送の制度利用要件を明確化するとともに、自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）においても、イベント等開催期間中に限り、これまで対象ではなかった時間帯に自家用車を使用することを可能とするなど、柔軟な運用を可能とすることとした。

本事務連絡では、この場合における取扱いについて、下記のとおり定めることとしたため、その旨了知されるとともに、管内の自治体、公共交通事業者及び観光協会等に周知した上、遺漏なきよう取り図られたい。

## 記

### 1. イベント等開催期間における区域外旅客運送制度の利用について

タクシー事業者による区域外旅客運送については、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（令和6年4月26日 国自旅第71号）において、地域公共交通会議又は協議会において、次の事項について協議することを定めたところ。

- ① 営業区域外旅客運送の必要性
- ② 営業区域外旅客運送の対象となる地域
- ③ 営業区域外旅客運送を行う事業者
- ④ 営業区域外旅客運送を行う期間
- ⑤ その他必要な事項

一方、定期的なイベント等開催期間等に対応するため区域外旅客運送を行う場合は、地域公共交通会議又は協議会において、予め下記事項に係る包括的な協議を調べておくことにより、都度の協議は要しないこととする。

#### 【協議事項】

・イベント等の主催者又は開催地周辺地方公共団体より、上記①～⑤の事項を記載した要請書が地域公共交通会議又は協議会の事務局を通して構成員に事前に提出された場合、協議が調ったものとする。

## 2. イベント等開催期間における日本版ライドシェアの使用可能時間帯等について

### (1) 日本版ライドシェアの使用可能時間帯の拡大等を認めるケース

イベント等の開催に伴い多くの観光客や来場者が見込まれ、一時的な移動需要の増加に伴う個別輸送が必要と認められる場合であって、下記のいずれかに該当する場合。

#### ① タクシー事業者がイベント主催者又は関係する地方公共団体からの要請を受けて実施する場合

イベント主催者又は関係する地方公共団体（以下、「イベント主催者等」という。）から、使用可能時間帯の拡大及び使用可能車両数の増加を求める旨の要請書が提出され、運輸支局等が必要と判断した場合。なお、当該イベントの開催及び花見や紅葉等に際して、交通規制が実施される場合においては、イベント主催者等が管轄の警察署と調整する際に、開催地周辺において自家用車活用事業の活用が行われる旨もあわせて情報共有し了知いただく。

#### ② 日本版ライドシェアを活用することについてタクシー事業者団体が関係地方公共団体に連絡・相談した上で実施する場合

イベント等開催期間に、観光客等の個別輸送需要が増加することをタクシー事業者団体が把握し、車両が不足する理由・実施期間（時間帯）・実施地域・車両数等を記載した実施計画書を作成し、関係地方公共団体に日本版ライドシェアを活用する旨を連絡・相談の上実施する。

タクシー事業者団体は、日本版ライドシェアの実施状況について継続的に関係地方公共団体に情報共有するとともに運輸支局等に報告することとし、運輸支局等は必要に応じて、交通渋滞の悪化等の外部不経済を招くことのないよう供給の適正化を図ることとする。

また、当該イベント開催時等に交通規制が実施される場合においては、タクシー事業者団体が管轄の警察署に、開催地周辺において日本版ライドシェアの活用が行われる旨を情報共有し了知いただく。

### (2) 対象地域

日本版ライドシェアが導入されている地域。

(3) 使用可能時間帯 (※)

2.(1)①の場合にあつては、イベント等主催者から要請された時間帯とする。

2.(1)②の場合にあつては、タクシー事業者団体が、車両が不足すると判断した時間帯とする。

※複数日に渡り開催されるイベント等については、原則として当該期間内において一時的な需要の増加が見込まれる時間帯に限り使用可能とする。

(4) 使用可能車両数

2.(1)①の場合にあつては、イベント等主催者からの要請書に記載されている不足車両数の範囲内において運輸支局等が認める数とする。

2.(1)②の場合にあつては、タクシー事業者団体が作成した実施計画書に記載されている不足車両数の範囲内において運輸支局等が認める数とする。なお、運輸支局等においては、実施計画書に記載の不足車両数の範囲内でタクシー事業者からの申出を受理することとする。

(5) 運輸支局等への提出資料

2.(1)①の場合

臨時措置申出書 (別添様式) 及び下記事項を記載した要請書  
(要請書への記載事項)

- ・ イベント等名
- ・ 開催日時・期間
- ・ 開催場所
- ・ 車両の不足が見込まれる時間帯
- ・ 不足車両数及び算出根拠

(不足車両数算出の例: イベント等予想動員数に開催地域におけるタクシーの分担率を乗じた数値と既存のタクシーによる輸送能力との差を不足車両とする。)

2.(1)②の場合

臨時措置申出書 (別添様式) 及び下記事項を記載したタクシー事業者団体からの日本版ライドシェア実施計画書  
(実施計画書への記載事項)

- ・ 車両が不足する理由
- ・ 実施期間・時間帯
- ・ 実施地域
- ・ 不足車両数

## (6) 実施状況の報告

イベント等への対応を行ったタクシー事業者は、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」(令和6年3月29日付国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号)に基づき自家用車の実施状況について記録するとともに、以下の項目については毎月10日までに前月分の数値を管轄の運輸支局等に報告すること。

- ・自家用車の使用車両数
- ・自家用車の使用時間
- ・自家用車の実車回数
- ・当月及びその前年同月のタクシーの日車營收